

-----Original Message-----

From: 障害福祉情報サービスかながわ <jiritsu.shien@rakuraku.or.jp>

Sent: Thursday, September 22, 2022 3:06 PM

To: jiritsu.shien@rakuraku.or.jp

Subject: ●相模原市新型コロナウイルスワクチン接種推進課からのお知らせ
●新型コロナウイルスワクチン（オミクロン株対応ワクチン）について

日頃より、本市の保健衛生行政にご理解、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスのオミクロン株対応ワクチンについて、市内の医療機関に対し9月末にかけて、順次配送する予定となっております。

つきましては、障害者支援施設等での訪問接種においても、医療機関にワクチンが届き次第、3・4回目接種に使用するワクチンは、従来ワクチンからオミクロン株対応ワクチンに変更となりますので、ご承知おきください。

※オミクロン株対応ワクチンへの変更に伴う、接種券の変更はありません。

※現時点ではオミクロン株対応ワクチンの接種は1人1回までです。

※1・2回目接種にはオミクロン株対応ワクチンは使用できません。1・2回目接種には引き続き従来ワクチンを使用しますので、1・2回目接種を希望される方がいる場合は、医療機関と十分に調整を行ってください。

<参考>

市内医療機関及び集団接種会場では次のとおりオミクロン株対応ワクチンでの接種を開始します。

個別接種：9月23日（金）～ 集団接種：9月28日（水）～

<市ホームページ>

○ オミクロン株対応ワクチンの接種

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kenko/kansenyobo/1019910/1022588/1024330/1026067.html>

○ 高齢者施設等での新型コロナウイルスワクチンの4回目接種について

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kaigo/1025395.html>

-----Original Message-----

From: 障害福祉情報サービスかながわ <jiritsu.shien@rakuraku.or.jp>

Sent: Thursday, September 22, 2022 6:05 PM

To: jiritsu.shien@rakuraku.or.jp

Subject: ●相模原市からのお知らせ

●高齢・障害者施設等従事者等に対する集中的検査の実施に関する調査について（依頼）

高齢・障害者施設等 管理者 様

日頃より、市政に御理解と御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、国においては、Withコロナの新たな段階への移行を進める中で、高齢・障害者施設等におけるクラスター対策を強化することが重要であることから、施設等の従事者等に対する集中的検査（※）の実施を要請しています。

これを受けて、本市では、市内の高齢・障害者施設等の従事者等を対象に、抗原検査キットを用いた集中的検査の実施について検討しており、このたび、各施設等における検査実施の意向や検査対象となる従事者数等についての調査を行うことといたしました。

つきましては、ご多用の折、誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨を御理解いただき、次の要領にてご回答くださるようお願いいたします。

※集中的検査について

- ・検査対象 高齢・障害者施設等の従事者
- ・検査方法 市が別途配布する抗原定性検査キットによる
- ・検査期間 感染拡大期（3か月間）（検査開始時期は未定）
- ・検査頻度 週3回

【実績報告について】

集中的検査を行うために抗原検査キットの配布を受けた施設等においては、検査開始後、毎週、市への結果報告が必須となります。（報告方法は未定）

1 対象施設・事業所等

集中的検査を行う意向がある高齢・障害者施設等

※意向がない施設等は回答不要

2 回答内容

- ・施設名等の基本情報
- ・実施しているサービス種別等の選択
- ・サービス種別ごとの施設等数及び従事者数等

3 回答方法

高齢・障害者施設等ごとに「電子申請システム」により回答

※次のリンクから回答してください。

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/141500-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=39922

4 回答期限

令和4年9月27日（火） 午後5時（厳守）

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市 福祉基盤課 総務・育成班

TEL:042-707-7046

政 府

物価高騰で新交付金

介護などへの支援強化

政府は高騰する燃料・支援を強化するため、交付金の中に、新たな「地方交付金」を創設する。総額6000億円。9月20日までに詳細を自治体に通知した。

費や食料費などの影響を受ける事業者への「感染症対応地方創生臨時品等価格高騰重点支援」の予算を充てるとし、重点交付金は物価高

騰に対する追加の支援策で、より効果的な活用が見込める事業を推奨メニューとして提示している。その一つに介護施設、障害福祉サービス施設、保育所などへの支援が挙げられている。

重点交付金を活用するには自治体が10月31日までに実施計画を内閣府に提出する必要がある。

老施設など
拡充を要望

介護、福祉現場ではコロナ対策に迫られる中で物価高騰が施設の運営に大きな影響を及ぼしているとして、全国老人福祉施設協議会、全国社会福祉法人経営者協議会などが支援の拡充を要望していた。

(榎戸新)

2 補正予算案の内容

(1) 物価高騰等対策

194 億 3,057 万円

事業名及び事業概要		補正予算額														
①	<p>①医療機関等の光熱費等に対する支援</p> <p>電気代・ガス代等の高騰による医療機関等の負担を軽減するため、支援金を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援対象</th> <th>支援額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院、有床診療所</td> <td>4.4 万円/床</td> </tr> <tr> <td>無床診療所、歯科診療所、薬局、助産所</td> <td>10 万円/施設</td> </tr> </tbody> </table>	支援対象	支援額	病院、有床診療所	4.4 万円/床	無床診療所、歯科診療所、薬局、助産所	10 万円/施設	51億2,361万円								
	支援対象	支援額														
病院、有床診療所	4.4 万円/床															
無床診療所、歯科診療所、薬局、助産所	10 万円/施設															
②	<p>②福祉施設等の光熱費等に対する支援</p> <p>電気代・ガス代等の高騰による福祉施設等の負担を軽減するため、支援金を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援対象</th> <th>支援額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者施設等、障害福祉施設等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 入所施設</td> <td>ア 3 万円/名 (定員あたり)</td> </tr> <tr> <td>イ 通所系事業所</td> <td>イ (介護サービス事業所) 大規模 40 万円/事業所 小規模 20 万円/事業所 (障害福祉サービス事業所) 20 万円/事業所</td> </tr> <tr> <td>ウ 訪問系事業所</td> <td>ウ 10 万円/事業所</td> </tr> <tr> <td>児童養護施設等</td> <td>2.4 万円/名 (定員あたり)</td> </tr> <tr> <td>救護施設等</td> <td>3 万円/名 (定員あたり)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 政令市・中核市分は市に対する補助</p>	支援対象	支援額	高齢者施設等、障害福祉施設等		ア 入所施設	ア 3 万円/名 (定員あたり)	イ 通所系事業所	イ (介護サービス事業所) 大規模 40 万円/事業所 小規模 20 万円/事業所 (障害福祉サービス事業所) 20 万円/事業所	ウ 訪問系事業所	ウ 10 万円/事業所	児童養護施設等	2.4 万円/名 (定員あたり)	救護施設等	3 万円/名 (定員あたり)	77億8,543万円
支援対象	支援額															
高齢者施設等、障害福祉施設等																
ア 入所施設	ア 3 万円/名 (定員あたり)															
イ 通所系事業所	イ (介護サービス事業所) 大規模 40 万円/事業所 小規模 20 万円/事業所 (障害福祉サービス事業所) 20 万円/事業所															
ウ 訪問系事業所	ウ 10 万円/事業所															
児童養護施設等	2.4 万円/名 (定員あたり)															
救護施設等	3 万円/名 (定員あたり)															
③	<p>③私立学校の光熱費等に対する支援</p> <p>電気代・ガス代等の高騰による私立学校の負担を軽減するため、支援金を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援対象</th> <th>支援額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 小中高特*</td> <td>ア 20 万円~410 万円/校</td> </tr> <tr> <td>イ 幼稚園</td> <td>イ 20 万円/園</td> </tr> <tr> <td>ウ 専修学校</td> <td>ウ 40 万円/校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(共通) 給食実施加算 10 円/1 食</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 小中高特：小学校、中学校、中等教育学校、高校、特別支援学校</p>	支援対象	支援額	ア 小中高特*	ア 20 万円~410 万円/校	イ 幼稚園	イ 20 万円/園	ウ 専修学校	ウ 40 万円/校		(共通) 給食実施加算 10 円/1 食	2億8,434万円				
支援対象	支援額															
ア 小中高特*	ア 20 万円~410 万円/校															
イ 幼稚園	イ 20 万円/園															
ウ 専修学校	ウ 40 万円/校															
	(共通) 給食実施加算 10 円/1 食															

強制入院や分離教育 廃止勧告

障害者権利条約 日本を国連審査

■勧告の主なポイント

強制入院
障害者の強制入院によって自由を奪うことを認めずすべての法的規定の廃止

精神科病院のあり方
隔離・身体拘束、強制投薬など強制治療を正当化する法律への懸念など

脱施設化
障害児を含む障害者の施設収容の廃止など

インクルーシブ教育
分離された特別教育をやめ、すべての障害のある生徒が合理的な配慮と、必要に応じて個別の支援を受けられるようにすることなど

障害に基づくあらゆる差別の禁止や教育の平等などを定めた「障害者権利条約」について、国連の委員会が日本の取り組みを初めて審査し、勧告を公表した。障害者の強制入院や分離された特別な教育などをやめるよう求めた。審査では政府の対策が不十分な課題が明らかとなり、障害者から改善を急ぐべきとする声が上がった。

勧告では、精神科病院での無期限の入院の禁止や、施設から地域生活への移行を目指す法的な枠組みづくり、障害のある子どもがともに学ぶ「インクルーシブ教育」の確立のためにすべての障害のある生徒が個別支援を受けられるよう計画を立てるといった対応の必要性が指摘された。

また、障害者の強制入院を「差別」とし、自由を奪うことを認めずすべての法的規定の廃止を求めた。旧厚生保護法下で不妊手術を強いられた被害者への謝罪や、申請期間を限らない救済なども盛り込まれた。

障害者権利条約は2006年に国連で採択、08年に発効し、日本は14年に批准した。今年8月下旬にはスイスでの対面での審査を実施。国連の障害者権利委員会の委員が日本政府の代表団に質問し、そのやりとりを踏まえた上で9月9日に勧告が提示された。法的な拘束力はないが政府は対策を講じるよう求められている。

17、20年に障害者権利委員会委員を務めた石川雅之委員が日本政府の代表団に質問し、そのやりとりを踏まえた上で9月9日に勧告が提示された。法的な拘束力はないが政府は対策を講じるよう求められている。

「日本の施設は、高い壁や鉄の扉で囲まれたもので、外や中で楽しめ、ピクニックをする方もいらっしゃいます。一方で地域移行を進めることも極めて重要」

「政府は施設や病院にいても、壁が見られればいって帰ると思っている、視点がズレていると思う」

山田さんは引退のときに統合失調症を発症し、計4回で約1年半、精神科病院に入院。ある階では力キで管理される保護者で生活した。家族の事情で退院できず、性的な被害を受けた女性もいた。地域での生活が当たり前ではなく、人際を築きながら生きていくことが大事」と指摘する。

人口1千人あたりの精神医療分野での病床数

日本医師会の資料から



「中止しない」
特別支援教育
国連勧告で文科相

文科省によると、通常の学校や学級とは別に、障害のある児童生徒が学ぶ場として特別支援学校などを設けている。

また通常学級に在籍しながら、必要に応じて別室などで授業を受ける「通級指導」もある。普段は障害がない子どもと同じ教室で学習し、一定時間は学習や生活での困り事を解消するために個別指導を受ける。

永岡氏は「障害がある子どもが共に過すこと」との条件整備と、一人一人の教育ニーズに応じた学びの場の整備を、両輪で取り組んできた」と説明。通級指導を担当する教員の増員などを進めたいとした。

だが教育委員会にかけられたも断られた。中学校に通いながら、通常学級への入学希望を出す学区内の中学校に通うことができた。

「インクルーシブ教育を進めたい」として、2013年に学校教育法が改正された。障害のある子どもは特別支援学校に通うという従来の仕組みを改め、障害の状態や本人と保護者の意見などを踏まえて就学先を決定できるようにになった。

多い精神科病床 カギで管理も

「日本の施設は、高い壁や鉄の扉で囲まれたもので、外や中で楽しめ、ピクニックをする方もいらっしゃいます。一方で地域移行を進めることも極めて重要」

山田さんは引退のときに統合失調症を発症し、計4回で約1年半、精神科病院に入院。ある階では力キで管理される保護者で生活した。家族の事情で退院できず、性的な被害を受けた女性もいた。地域での生活が当たり前ではなく、人際を築きながら生きていくことが大事」と指摘する。

「中止しない」
特別支援教育
国連勧告で文科相

文科省によると、通常の学校や学級とは別に、障害のある児童生徒が学ぶ場として特別支援学校などを設けている。

また通常学級に在籍しながら、必要に応じて別室などで授業を受ける「通級指導」もある。普段は障害がない子どもと同じ教室で学習し、一定時間は学習や生活での困り事を解消するために個別指導を受ける。

永岡氏は「障害がある子どもが共に過すこと」との条件整備と、一人一人の教育ニーズに応じた学びの場の整備を、両輪で取り組んできた」と説明。通級指導を担当する教員の増員などを進めたいとした。

だが教育委員会にかけられたも断られた。中学校に通いながら、通常学級への入学希望を出す学区内の中学校に通うことができた。

特別支援学級からの転校 断られ

「中止しない」
特別支援教育
国連勧告で文科相

文科省によると、通常の学校や学級とは別に、障害のある児童生徒が学ぶ場として特別支援学校などを設けている。

また通常学級に在籍しながら、必要に応じて別室などで授業を受ける「通級指導」もある。普段は障害がない子どもと同じ教室で学習し、一定時間は学習や生活での困り事を解消するために個別指導を受ける。

永岡氏は「障害がある子どもが共に過すこと」との条件整備と、一人一人の教育ニーズに応じた学びの場の整備を、両輪で取り組んできた」と説明。通級指導を担当する教員の増員などを進めたいとした。

だが教育委員会にかけられたも断られた。中学校に通いながら、通常学級への入学希望を出す学区内の中学校に通うことができた。

「中止しない」
特別支援教育
国連勧告で文科相

文科省によると、通常の学校や学級とは別に、障害のある児童生徒が学ぶ場として特別支援学校などを設けている。

220914 国連勧告で文科相 (神奈川新聞 20面・社会)

「中止しない」
特別支援教育
国連勧告で文科相

文科省によると、通常の学校や学級とは別に、障害のある児童生徒が学ぶ場として特別支援学校などを設けている。

また通常学級に在籍しながら、必要に応じて別室などで授業を受ける「通級指導」もある。普段は障害がない子どもと同じ教室で学習し、一定時間は学習や生活での困り事を解消するために個別指導を受ける。

永岡氏は「障害がある子どもが共に過すこと」との条件整備と、一人一人の教育ニーズに応じた学びの場の整備を、両輪で取り組んできた」と説明。通級指導を担当する教員の増員などを進めたいとした。

「中止しない」
特別支援教育
国連勧告で文科相

文科省によると、通常の学校や学級とは別に、障害のある児童生徒が学ぶ場として特別支援学校などを設けている。

また通常学級に在籍しながら、必要に応じて別室などで授業を受ける「通級指導」もある。普段は障害がない子どもと同じ教室で学習し、一定時間は学習や生活での困り事を解消するために個別指導を受ける。

永岡氏は「障害がある子どもが共に過すこと」との条件整備と、一人一人の教育ニーズに応じた学びの場の整備を、両輪で取り組んできた」と説明。通級指導を担当する教員の増員などを進めたいとした。

だが教育委員会にかけられたも断られた。中学校に通いながら、通常学級への入学希望を出す学区内の中学校に通うことができた。

「中止しない」
特別支援教育
国連勧告で文科相

文科省によると、通常の学校や学級とは別に、障害のある児童生徒が学ぶ場として特別支援学校などを設けている。

また通常学級に在籍しながら、必要に応じて別室などで授業を受ける「通級指導」もある。普段は障害がない子どもと同じ教室で学習し、一定時間は学習や生活での困り事を解消するために個別指導を受ける。

永岡氏は「障害がある子どもが共に過すこと」との条件整備と、一人一人の教育ニーズに応じた学びの場の整備を、両輪で取り組んできた」と説明。通級指導を担当する教員の増員などを進めたいとした。

だが教育委員会にかけられたも断られた。中学校に通いながら、通常学級への入学希望を出す学区内の中学校に通うことができた。

脱施設どう進める

知的障害者の 自立でシンポ

知的障害者が入所施設ではなく地域の住居で暮らす「脱施設」について考えるシンポジウムが17日、京都市内を会場にオンライン形式で行われた。政府が障害者権利条約に沿った取り組みをしているか審査に携わった海外の識者を招き、現状と課題について意見を交わした。障害学会と立命館大生存学研究所の共催。

(成田 洋樹)

障害者権利条約では、障害のある人が入所施設などでの生活を余儀なくされないよう地域の住居で生活する権利が保障されている。今月上旬に国連障害者権利委員会から日本政府に初めて出された勧告では、脱施設に向けて関連予算の配分を施設から地域での自立生活支援に移すよう求めた。

基調講演したのは、同権利委副委員長で日本審査を主導したヨナス・ラスカス氏。「どこで誰とどのように暮らすのか選択肢がなく、生活形態も支援者も選べない施設での暮らしを強いられるのは人権侵害であり、重大な差別」として脱施設を進めるよう訴えた。

シンポでは、同志社大准教授の鈴木良氏が、カナダにおける

脱施設の事例を紹介。「行動障害のある重度知的障害者が暮らしていた州立大規模施設が2004年に閉鎖される過程で、地域での生活内容や支援者を本人が選べるように個別給付方式が採用され、脱施設に一定の役割を果たした」と説明した。

東京家政大教授の田中恵美子氏は、地域の住居で支援を受けながら1人暮らしをしているケースを紹介。地域生活を支える重度訪問介護制度について「対象者の制限やニーズに合わせた公的給付がなされないことがあり、必要とする人に届いていない」と指摘した。

登壇者らによる討論では、地

地域生活の支援を

基調講演したラスカス氏(右上)。障害者権利条約の日本審査はスイス・ジュネーブで行われ、日本の障害当事者や家族らと交流した際の写真も紹介された



域で個別のニーズに応じた生活を保障する給付制度の創設のほか、支援付き1人暮らしに取り組み事業者を増やす必要性が語られた。

脱施設へ予算配分を

国連が日本に初の勧告

障害者権利条約

国連の障害者権利委員会は9日、障害者権利条約により8月22、23両日にスイスで実施した日本政府への初審査の総括所見(勧告)を発表した。障害児・者の施設収容廃止(脱施設化)を求め、地域で他の人と対等に生活するための支援に予算配分することを求めた。勧告に法的拘束力はないが、日本政府は今後の法改正などでこの勧告に沿った対応を迫られる。(福田敏克)

勧告の中で「強く要請する」と力点を置いたのは第19条(自立した生活と地域社会への参加)と24条(教育)に関することだ。19条では脱施設化を唱えた上で、「グループホームを含む特定の生活形態に住むことを義務付けられないように」と念を押しした。

分離教育も中止を

教育をめぐるっては、障害児を分離した特別支援教育の中止を要請し、障害の有無にかかわらず共に学ぶ「インクルーシブ教育」に関する国の行動計画を採択するよう求めた。通常の学校が障害児の入学を拒めないようにすることも要請した。

父権主義から脱却を

勧告は「障害のある女性」「就労」「移動」「情報へのアクセス」といったテーマごとに記述しているが、全体を通して、全体を通して、医療モデルや父権主義からの脱却がある。

その象徴とも言えるのが第12条(法の下での平等)だ。ここでは民法による法的能力の制限に懸念を示し、「代替的な意思決定体制の廃止を視野に入れ、すべての差別的な法規定と政策を廃止すること」と勧告。支援付きの意思決定支援メカニズムを確立するよう求めた。

対日審査に先立ち、日本障害フォーラム(JDF、阿部一彦代表)は条文ごとに日本政府の対応に関する見解を「パラレルレポート」としてまとめ、国連に提出。スイスの審査会場に100人超の傍聴団も送り込んだ。

共に学ぶ教育推進を

障害者権利委員が講演

障害者権利条約を巡り、日本政府に改善勧告を出した国連障害者権利委員会のヨナス・ラスカス副委員長が20日、オンラインで講演した。多様性を尊重する社会の実現に向けて、障害の有無にかかわらず共に学ぶ「インクルーシブ教育」を推進するよう訴えた。

同条約に沿った取り組みをしているか点検する日本

審査は今夏に初めて行われ、ラスカス氏が主導。県内では相模原市在住で人口呼吸器を利用する小学4年佐野涼将君(9)の通常学級への就学が認められておらず、市民団体が改善を求める報告書を同権利委に提出していた。

今月上旬の勧告は、特別支援学校・学級を設置して学びの場を分ける「分離教

育」の廃止に向けて、インクルーシブ教育を受ける権利を政策や法令に明記するよう要請。必要な支援が得られる通常学級への変革に向けて具体的な目標や期限、十分な予算を伴う行動計画を策定するよう促した。教育行政が通常学級就



インクルーシブ教育を推進するよう訴えたラスカス氏

学を拒否することを認めない政策の導入も求めた。

ラスカス氏はインクルーシブ教育と、入所施設ではなく地域の住居で自立して暮らす「脱施設」との関連を説明。「インクルーシブ教育の実現なくして脱施設は進まない」として、地域で学び、暮らす取り組みを強化するよう訴えた。日本を含む締約国に対しては「この条約を守らなくても罰則は科されないが、人権の確保に向けて法的拘束力はある」として順守する必要性を強調した。

講演会は、日本障害フオリラムと立命館大生存学研究所の共催で行われた。

(成田 洋樹)



【2022.9.26】

障害の有無にかかわらず共に学ぶ「インクルーシブ教育」の実現に向けて重い問いかけと言えよう。国連障害者権利委員会が、障害を理由に学びの場を分ける「分離教育」の廃止に向けて、インクルーシブ教育を推進するよう日本政府に勧告した。特別支援学校・学級に通う子が増え続ける状況を憂慮し、多様な子が共に学ぶ通常学級への変革を迫るものだ。政府は真摯に受け止め、政

分離教育「廃止」勧告

大転換へ歩みを進めよ

策に反映させるべきだ。

障害者権利条約は2006年に国連で採択され、日本は14年に批准した。締約国は条約に沿った対応をしているか定期的に審査を受ける必要がある。日本は今夏、初めて審査を受けた。

勧告は、障害のある子が通常学級への就学を希望しても拒否される事例があるほか、通常学級に在籍していても支援が不十分な現状への懸念を示した。その上で、インクルーシブ教育を受ける権利を政策や法令に明記し、通常学級で必要な支援を得られる質の高い教育の実現に向けて

具体的な目標や期限、十分な予算を伴う行動計画を策定するよう求めた。

勧告が突きつけているのは、障害のある子の障壁になっている通常学級のありようの是正である。

条約の解説文書は、インクルーシブ教育の実現には通常学級の文化や方針、実践の変革が不可欠としている。日本はこうした変革を伴わずに学びの場を一緒にするだけの取り組みにほぼとどまっており、大転換が必要だ。一層の少人数学級化といった制度改革のほか、個別ニーズに応じて教育内容を調整するなど実践の

工夫が欠かせない。

前提となるのは、条約が求めるインクルーシブ教育への理解である。永岡桂子文部科学相は会見で、分離教育の廃止について「考えていない」と否定的だったが、勧告軽視のそしりを免れない。

分離教育は戦前からの歴史があり、国が1979年に養護学校(現特別支援学校)の設置を都道府県に義務付けて定着している。廃止するのは容易ではないが、条約の尊重は締約国の責務であり重く受け止めるのは当然だ。勧告は旧来型の制度を根本から改める契機と捉えたい。

謹啓 初秋の候、時下ますますご清栄のことと拝察いたします。

さて、先般からは、大変お忙しい中、「当事者目線の障害福祉推進条例」の策定に向けての意見交換等にご対応いただき、誠に有難うございました。

おかげをもちまして、今月 7 日に、神奈川県議会に同条例案を提案することができました。条例案につきましては、先般、ご担当者さま宛てに電子メール等にてご送付させて頂きました。提案の直前のご送付となっしまい、誠に申し訳ございませんでした。

条例案をご参照いただきますと、これまでご説明して参りましたとおり、今回の条例案は、本県の障がい分野の基本条例を目指していることから、理念的な規定と、今後取り組むべき施策の骨格的な規定を中心として構成しております。

事務局といたしましては、先ずは、県議会で十分にご議論頂けるよう最大限注力して参ります。その上で、本県における、ともに生きる社会の実現に向けた具体的な取組みについて、今後、関係団体の皆さまはもとより、有識者、市町村の皆さまとさらに意見交換を行いながら、内容を深めて参りたいと考えております。

改めて、県議会での議論についてのご報告と、さらなる意見交換の実施について、日程のご相談を申し上げたいと存じます。どうぞ事情をご賢察頂き、引き続きのご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

謹白

令和4年9月12日

神奈川県福祉子どもみらい局
参事監（福祉企画担当）道躰 正成

障がい福祉関係団体 ご担当者様

謹啓 仲秋の候、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本県の障がい福祉行政の推進につきましては、日頃多大なご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」の策定にあたっては、大変お忙しい中、意見交換等にご対応いただき、誠にありがとうございました

9月8日付けでお送りしました「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」の議案について、その後10月3日及び10月7日の厚生常任委員会で審議され、原案どおり全会派からの賛成を得られましたので、ご報告いたします。

なお、全会派から、次の意見を付された上での賛成となっております。

【意見】

「施策の推進にあたっては、障がい当事者とご家族の多様なニーズに対応できる受入れ体制のさらなる整備・拡充、担い手人材の育成・確保と処遇改善、実効性を担保するための財政支援と推進体制の機能強化に努めるとともに、諸情勢の変化に応じ柔軟かつ果断に見直しを行うこと。」

(意見抜粋 以上)

また、条例の名称についても、議会から意見をいただき、障がい者のみならず、誰もが喜びを実感できる地域共生社会を実現するという条例の目指す姿を、県民の皆様に分かりやすくお示しするため、条例の名称には、「ともに生きる社会を目指して」といった副題を、周知啓発の際に、必ず付していくことで、議会の了承を得られたところです。

今後、条例案については、10月14日（金）の本会議において、採決されれば正式に決まります。

何か不明な点がありましたら、ご連絡いただければ幸いです。

今後も、本県の障がい福祉の推進に向け、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

敬具

令和4年10月12日

関係者各位

福祉子どもみらい局共生推進本部室
利用者支援担当課長 平野 潤一

相模原市人権施策審議会委員名簿

(五十音順)

No.	氏名	所属団体等	備考	出欠
1	いわ なが りょう こ 岩 永 良 子	特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら		出席
2	おお ぬき かおる 大 貫 薫	相模原人権擁護委員協議会		出席
3	かた おか かよこ 片 岡 加代子	特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会		欠席
4	かね こ まさ よし 金 子 匡 良	法政大学法学部		出席
5	きむ え よん 金 愛 蓮	さがみはら国際交流ラウンジ運営機構		出席
6	く どう さだ つぐ 工 藤 定 次	一般社団法人神奈川人権センター	副会長	出席
7	たけ むら まさる 竹 村 優	公募市民		出席
8	つじ ゆう いち ろう 辻 雄 一 郎	明治大学法学部		出席
9	や じま り え 矢 嶋 里 絵	東京都立大学人文社会学部	会長	出席

審議会意見反映せず

相模原市 答申案を軌道修正

差別禁止法

を求めて

時代の正体

ヘイトスピーチ規制を含む

む人権条例に関する答申について検討している相模原市人権施策審議会が24日、開かれた。不当な差別的言動(ヘイトスピーチ)に罰則規定を盛り込むことを7月の審議会で決定したが、市作成の資料には「罰則を付すか否かは決着していない」と記載されており、委員らが軌道修正する事態となった。

7月の審議会では、不当な差別的言動と悪質な犯罪扇動を規制するため、答申

に罰則規定を盛り込むことを全会一致で決めた。その上で、罰則の適用は2〜3年程度凍結することがあり得るとしていた。

しかし、市がこの日「確認したい事項」として示した資料には「罰則を付すか否かの判断は決着せず、市長が判断するという共通認識でいいか」と記されていた。

この点について、法政大教授の金子匡良委員は「審議会で一致した見解と違う。市長が『罰則をつけない』と判断する余地はない。市長に判断を任せるのは、罰則のレベルと凍結を付けるか否かだ」と強調した。

神奈川人権センター副理事長の工藤定次副会長も「罰則を付すことは全会一致で決まった共通認識だ。事務局の認識はかなり違う」と苦言を呈した。市の資料には「(規制対象や罰則の強度について)

多様な意見があり、一本化して答申することが困難だった」「規制に当たっては慎重に検討を進めるべきだ」といった記載もあったが、この点についても委員らから批判が相次いだ。金子委員は「市の資料に

は『審議会で(規制に)慎重な意見があった』という文章がそこかしこにあるが、市長に『審議会はそう考えているのか』と予断を与えないことになるのでよくない」と指摘。工藤副会長も「ヘイトスピーチに関する議論は昨年5月から始まり、いろいろ審議した結果、罰則規定を設ける案で決まった。市には、いままでの審議の経過をきちんと認識してほしい」と市の姿勢を疑問視した。

影されている。実際の議論をねじ曲げて「規制は慎重に検討すべきである」「罰則については意見が割れている」ことにしようとしたこの日の市人権・男女共同参画課の資料はその対極にあるものとして、それだけで批判に値する。規制をしない逃げ道をつくるためだとしたら、答申という「お膳立て」をひっくり返しても人権を後退させ、再びのヘイトクライムを招くつもりなのかと問いたざねばならなくな

市の本気度を問う

視点

答申案の通りヘイトスピーチに罰則を科す条例が相模原市で実現すれば川崎市に続くものになる。審議会では当初規制に慎重な意見もあったが、市内でヘイト行為が激化したことを受け「罰則を設ける」で一本化をみた。韓国籍の審議会委員まで標的にする加害の悪質さ、平穏な日常を奪われる被害の深刻さを目の当たりにしての結論だ

けに説得力がある。やまないヘイトデモ・街宣に川崎市は「教育や啓発での対応は限界がある」との覚悟を示し、罰則の導入に踏み切った。どうすれば差別を防げるかに知恵を絞

たのが「川崎方式」だった。勧告、命令と段階を踏み、第三者機関に意見聴取するなどの工夫の数々は、ヘイト

委員の積極的な姿勢が投

た委員の積極的な姿勢が投

(石橋 学)

答申反映した条例を

相模原 市民団体、市議会に要請

差別禁止法

を求めて

時代の正体

相模原市人権施策審議会
でヘイトスピーチ規制を含
む人権条例の答申が取りま
とめられている中、市民団
体「反差別相模原市民ネッ
トワーク」は、答申内容を
反映させ、実効性ある条例
を制定するよう市議会の各
会派に要請を行っている。
28日に要請書を受け取った

2会派は、審議会の答申案
を評価するとともに、議会
での議論に意欲を示した。
審議会では「知的障害者19
人が被害された」「津久井や
まゆり園事件」をヘイトク
ライムと明記し「人種・国籍
・民族に加え、障害を事由
としたヘイトスピーチを罰
則で規制▽被害者の支援・
救済機能を持つ第三者機関
「相模原市人権委員会」の
設置」を答申に盛り込むこ
とで意見が一致している。

10月中旬に成文化し、最終確
認を行った後、本村賢太郎
市長に提出する予定だ。
同ネットワークは同日、
市役所を訪れ、市民民主ク
ラブと共産の市議らと面

談。田中俊策事務局長は審
議会からは画期的な答申が
出される予定だ。罰則規定
については当初慎重な意見
もあったが、市内でヘイト
スピーチが繰り返されてい
る現状を重く受け止め、罰
則は必要という意見でまと
まった」と強調した。

これに対し、市民民主ク
ラブの大沢洋子代表は「被
害者の支援・救済機能を持
つ第三者機関が設置されれ
ば、市民にとって大変心強
いと思う。国籍や民族だけ
でなく、障害を事由とした
差別も規制対象となれば、
すこぶ意味は大きいと思
う」と評価した。

共産の松永千賀子団長も
審議会が津久井やまゆり園
事件を「ヘイトクライム」
と位置付けたことに触れ
「事件はわがまちで起きた。
障害者への差別をなくすた
めに行動していかなければ
ならない」と受け止めた。
同ネットワークは他の会
派に対しても順次要請を行
うとしている。

市民の対抗、効果発揮

市役所前ヘイト団体街宣「後退」

ヘイトスピーチを規制す
る条例を相模原市につくら
せまいと妨害行為を繰り返
すレイシスト集団「日本第
一党」の街宣が28日、市役
所前で行われ、差別を許さ
ない市民が「カウンター・
アナウンス」やプラカード
で対抗した。第一党は街宣
を後押ししようと毎週横浜

市から駆け付けける高島悦子
さんは「第一党はナチスと
同じだと、正体をばらされ
るアナウンスを目の前で流
されるのが嫌なのだろう」と
と手応えを口にする。
萩山あゆみ氏は26、27日

も市役所前で果敢な嫌がら
せを行っていた。旧統一教
会の霊感商法と本村賢太郎
市長の子どもをたらめに
結び付け、下劣な言葉で人
権条例にこじつける動画を
インターネット上で拡散さ
せた。
この日も「相模原市は旧
統一教会への支持を表明し
た」というデマをまき散ら
す無軌道ぶりに、高島さん
は「批判されるたびに別の
話題を持ち出さざるを得
ず、ますます支離滅裂にな
っている。抗議が効いてい
る証拠で、音を立てて街宣
をやめるまで続ける」と力
を込めた。(石橋 学)



相模原市議に要請書を呈送す
る「反差別相模原市民ネットワ
ーク」のメンバー。市役所



道路を隔てた街宣車にプラ
カードで抗議する市民
「相模原市役所前

障害者支援 手厚く

関連法改正案 厚労省提出へ 就労、生活面に目配り

障害者の地域生活や就労への支援を手厚くしようと、厚生労働省が10月開会予定の臨時国会への提出を目指す関連法改正案の概要が28日、判明した。1人暮らしや就労に向けた新たな仕組みの創設、精神科病院での虐待通報義務化などが柱。

障害者総合支援法や精神保健福祉法といった複数の改正案を束ね、10月上旬にも閣議決定する見通し。主に2024年度に施行したい考えだ。

生活面では、障害者が少数で共同生活するグループホーム(GH)について、1人暮らしやパートナーとの同居を望む人を支援する新たな種類を設ける方針。自立に向けGH入居中に調

- 障害者支援の関連法改正案ポイント**
- 1人暮らしを支援する新しいタイプのグループホームを整備
 - 希望や能力に合った仕事を選べるよう「就労選択支援」を創設
 - 週10時間以上20時間未満で働く人を雇う率の算定対象に追加
 - 精神科病院での虐待通報を義務化

理や掃除、買い物などを練習したり、転居後も一定期間、相談を受けたりできるよう法律で明確化する。

就労に関しては、本人の希望や能力に合った仕事を選べるよう「就労選択支援」という新しい仕組みを創設。企業で働き始めた際に、定着しやすいよう就労支援の障害福祉サービスも併用できるようにする。

このほか、一定割合の障害者雇用を企業などに義務付ける法定雇用率制度を巡り、週10時間以上20時間未満で働く人を算定に加える。対象は精神障害者、重度の身体障害者と知的障害者。短時間なら働けるといふ人たちの機会を広げる狙いだ。

精神科病院では、患者への虐待に気付いた職員らに対し、自治体への通報を義務付ける。強制入院の一つ

である医療保護入院について入院期間を定め、要件を満たしている期間ごとに確認する規定も設ける。

自閉症などの「強度行動障害」

支援拡充へ検討会設置

厚労省方針

重度の知的障害を伴う自閉症などで自傷や物を壊すといった激しい行動障害がある人について、専門的な人材を育て適切な支援方法を広げようと、厚生労働省が10月に有識者検討会を設ける方針を固めたことが23日、分かった。

「強度行動障害」と呼ばれ、全国に8千〜2万5千人いると推計される。適切な支援や環境を提供すれば多くの行動障害は和らぐとされるが、対応が難しいため虐待や身体拘束の対象になりやすい。厚労省の調査では、行動障害がある人は障害者虐待の被害の約3割を占める。厚労省は施設への報酬を手厚くするなどして、支援の質や受け皿を充実させたい考えだ。

強度行動障害は元々の障

害ではなく、知的障害や自閉症の人の一部に現れる状態。感覚過敏や特定のこだわりがあり、それを言葉で伝えられないため周囲がうまく対応できなかったり、生活環境が合わなかったりすることが原因とみられる。困った家族が施設を頼っても受け入れ先が限られるという実情がある。

厚労省の検討会は学者や先進的な支援をしている事業者、障害者団体の代表ら

「安全のため」悪循環も

厚生労働省が支援の拡充を検討する強度行動障害は、一般の人から見ると理解不能な行動を突発的にしたり繰り返したりするため、「安全のため閉じ込めたり拘束したりするのは仕

で構成。厚労省は2013年度から施設職員らを対象に強度行動障害に関する研修を実施している。検討会では研修の在り方や、支援方法をどう定着させるか話し合う。
光や音など住環境の調整、複数の事業者で協力する体制づくりなども課題になる。23年3月までに一定の報告書をまとめる見通し。厚労省は事業者に対する報酬の24年度改定に反映させ、大規模な入所施設ではなく小規模なグループホームなどでの受け入れを広げたい考えだ。

と話す。
「自分の頭をたたき続ける」「人に殴りかかる」「物を繰り返し壊す」。こうした行動に施設の職員が困り果て、利用を断られるため家族が自宅で面倒を見るしかない。受け入れてくれる公立施設は入所待ち。そこで不適切な対応があっても、他に行き場はない。
強度行動障害がある人を巡っては、各地でこうした状況が見られる。最近明らかになった真立「中井やまゆり園」の入所者閉じ込めや虐待、福岡市のNPO法人「さるく」理事長による障害児への虐待事件でも、背景に指摘されている問題だ。

自閉症の場合、独特のこだわりや感覚過敏があることが多く、知的障害を伴うと自分でそれを表現できない。本人も苦しく、いら立ちやストレスが行動に表れると考えられている。
特性に合わせて部屋の環境や対応方法を変えたり、絵や写真でコミュニケーションを取ったりすることが求められるが、経験や専門的なスキルが必要となる。
全日本自閉症支援者協会の松上利男会長は「適切な

支援をしている施設はいくつかあり、ノウハウを広げていく実践的な人材育成が大切だ。行動障害が出ないよう、子どもの頃から早期に支援する必要もある」と話している。

令和4年9月28日

関東地区各都縣市知的障害者福祉協会
会長 各位

関東地区知的障害者福祉協会
会長 山下 望
山梨県知的障害者支援協会
会長 山西 孝

令和4年度関東地区知的障害関係施設種別代表者会議
山梨大会の開催について（通知）

時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より障害者福祉の向上に御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度山梨県におきまして標記会議を開催いたします。本会議は関東1都8県3市の知的障害関係施設の種別代表者会議を中心に、諸問題について研究、討議し、知的障害者の福祉の向上を目的として開催するものです。

つきましては、会議の「開催要項」を送付いたしますので、貴会会員施設に周知され、ご参加が得られますよう格別の配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参加申し込みについては各地方会より種別代表者様および関係者のご参加をいただき、各事務局単位で申込みいただきますようお願い申し上げます。

記

開催要項 同送（データ添付）

以上

問合せ先 山梨県知的障害者支援協会事務局
〒404-0201
山梨県山梨市三富川浦2203
白樺園内 担当山西、田村
TEL 0553-39-2714
FAX 0553-39-2713
E-mail sirakaba@ai.wakwak.com

【情報共有】⑥南区交流ラウンジでの活動 資料

南区地域福祉交流ラウンジ

相模大野アートクラフト市出店について

開催日 : 11月6日(日) : 10:00~17:00

場所 : 南区地域福祉交流ラウンジ前通路

内容 : 福祉事業所自主製品販売会

参加団体 : 7事業所(五十音順)

- ・あーとほうす
- ・県央福祉会 きらら ふるーる 未来わかまつ
- ・社会福祉法人 相模福祉村 虹の家
- ・すずらんの家
- ・スワンベーカリー さがみはら店
- ・リッチフィールド
- ・レモンタイム工房

南区地域福祉交流ラウンジ

担当 : 関野

042-701-3388

○就労継続支援B型事業所

事業所名	申請者(法人)	令和3年度				時間外	
		定員	月額		対象者延人数	時間外	時間外
			工賃支払総額	工賃平均額			
284 ワークショップ・SUN横山	社会福祉法人すずらんの会	20	13,404,130	48,920.2	30,945	13,404,130	433.2
272 ワークショップ・SUN	すずらんの会	20	10,725,530	45,065.3	23,387	10,725,530	458.6
285 シェーン相模大野	特定非営利活動法人ともしに会	20	15,111,840	29,806.4	32,295	15,111,840	467.9
497 いずみの郷	社会福祉法人さま泉水会	20	5,230,948	29,060.8	13,289	5,230,948	393.6
266 グリーンハウス	すずらんの会	40	11,948,440	27,467.7	49,036	11,948,440	243.7
321 ガンバワーク	合同会社がんぼろう	20	1,947,650	27,050.7	4,604	1,947,650	423.0
300 グッドジョブA吉淵・相模大野	株式会社グッドジョブA	10	1,876,004	26,800.1	3,144	1,876,004	596.7
301 すずらんの家	すずらんの会	10	2,078,310	21,649.1	11,172	2,078,310	186.0
325 コネクト	合同会社オハナ	20	1,416,528	20,236.1	3,980	1,416,528	355.9
304 ほのほのグループⅣ	社会福祉法人 あすなろ会	20	1,469,633	20,132.0	7,002	1,469,633	209.9
296 アピラ	株式会社CFP	20	4,801,264	20,005.3	13,550	4,801,264	354.3
293 一葉 相模原事業所	株式会社CFP	20	4,885,833	18,719.7	13,031	4,885,833	374.9
265 ワークショップ・フレンド	すずらんの会	10	2,332,860	18,225.5	7,870	2,332,860	296.4
282 レインツリー	(株)ナチュラルライフサポート	20	5,352,600	16,992.4	20,243	5,352,600	284.4
269 リッチフィールド	社会福祉法人慈母会	30	4,348,853	16,987.7	28,001	4,348,853	155.3
308 レインツリー 淵野辺事業所	株式会社ナチュラルライフサポート	20	5,030,075	16,711.2	15,545	5,030,075	323.8
292 一葉 橋本事業所	株式会社CFP	20	4,504,857	16,263.0	13,750	4,504,857	327.6
294 シェーン橋本	特定非営利活動法人ともしに会	20	6,649,940	16,062.7	17,781	6,649,940	374.0
328 bloom	一般社団法人みらいふ	20	767,730	15,994.4	2,299	767,730	394.0
288 ポレポレ	OPEN SESAME株式会社	20	1,415,326	15,553.0	5,728	1,415,326	247.1
273 ほのほのグループ	社会福祉法人 あすなろ会	20	3,143,824	15,486.8	6,784	3,143,824	463.4
297 ワークやまのべ	湘北福祉やまのべ	20	3,914,205	15,410.3	17,725	3,914,205	220.8
276 ほのほのグループⅣ	社会福祉法人 あすなろ会	40	5,327,287	15,220.8	24,230	5,327,287	219.9
287 陽だまり作業所	株式会社陽だまり	20	3,205,900	15,193.8	13,717	3,205,900	233.7
330 就労継続支援B型事業所 サイレントフット	特定非営利活動法人草椅子の会サイレントフット	20	121,400	15,175.0	607	121,400	200.0
268 照手	社会福祉法人相模福祉社	10	1,741,730	15,145.5	10,558	1,741,730	165.0
271 プリントショップピコ	特定非営利活動法人グループピコ	14	3,521,655	15,049.8	19,720	3,521,655	178.6
317 就労継続支援B型事業所 ネクス	株式会社CFP	20	3,495,948	15,004.1	10,436	3,495,948	335.0
303 ラフレックス・オダサガ	一般社団法人ラフレックス	20	7,322,071	14,385.2	19,248	7,322,071	380.4
299 指定就労継続支援B型事業所 ハッピーワーク	株式会社 プレイグラウンド	20	3,904,840	12,802.8	16,713	3,904,840	233.6

○就労継続支援B型事業所

事業所名	申請者(法人)	令和3年度					年間値		
		定員	月額		対象者延人数	工賃平均額	対象者延時間数	工賃支払総額	工賃平均額
			工賃支払総額	工賃平均額					
275 靑空	社会福祉法人 相模福祉村	10	1,323,430	12,604.1	105	1,323,430	7,820	1,323,430	169.2
302 スマイルライフ株式会社	スマイルライフ株式会社	20	3,076,050	12,158.3	253	3,076,050	8,544	3,076,050	360.0
310 ココラポシヤ(旧かがやき南)	株式会社エクシオジャパン	20	2,186,585	11,863.6	184	2,186,585	8,172	2,186,585	267.6
277 ほのほのグループⅡ	社会福祉法人 あすなる会	40	5,014,786	11,294.6	444	5,014,786	22,694	5,014,786	221.0
279 ほのほのグループV	社会福祉法人 あすなる会	40	3,854,846	10,951.3	352	3,854,846	15,920	3,854,846	242.1
281 かわせみの家	社会福祉法人かわせみ会	30	4,490,702	10,821.0	415	4,490,702	12,154	4,490,702	369.5
318 サニースポット相生B型事業所	株式会社チャレンジプラットフォーム	20	2,820,013	10,804.6	261	2,820,013	7,793	2,820,013	361.8
291 株式会社アブニス	株式会社アブニス	20	2,850,850	10,598.0	269	2,850,850	26,995	2,850,850	105.6
323 障害福祉サービス あんびー	株式会社アイスリー	20	561,170	10,203.1	55	561,170	2,346	561,170	239.2
312 ほのほのグループⅢ	社会福祉法人 あすなる会	40	3,719,111	10,078.9	369	3,719,111	33,397	3,719,111	111.4
298 株式会社アブニス橋本事業所	株式会社アブニス	34	3,672,800	10,007.6	367	3,672,800	34,623	3,672,800	106.1
314 グリーンホーム	一般社団法人相友会	20	2,480,426	10,001.7	248	2,480,426	11,880	2,480,426	208.8
320 就労継続支援B型 銀河 相模原	アンダンテワークス株式会社	20	2,564,767	9,534.4	269	2,564,767	8,950	2,564,767	286.6
286 マイトリー	株式会社 オタク	20	1,959,815	8,990.0	218	1,959,815	10,721	1,959,815	182.8
316 就労継続支援B型事業所ブレンド	特定非営利活動法人けやきの会	38	3,306,025	8,983.8	368	3,306,025	17,560	3,306,025	188.3
289 相模クラーク学園	社会福祉法人相模福祉村	10	549,690	8,866.0	62	549,690	3,919	549,690	140.3
295 くれあ	社会福祉法人らつく	14	2,315,402	8,803.8	263	2,315,402	9,758	2,315,402	237.3
309 相模原なほし	社会福祉法人恩賜財団神奈川県同徳援護会	20	2,281,486	8,741.3	261	2,281,486	16,573	2,281,486	137.7
327 クローバー橋本	株式会社Flatvillage	1	33,600	8,400.0	4	33,600	223	33,600	150.5
267 障害者支援センター多機能型事業所	相模原市社会福祉事業団	14	1,523,080	8,322.8	183	1,523,080	13,407	1,523,080	113.6
280 ほのほのグループVI	社会福祉法人 あすなる会	40	4,494,641	8,308.0	541	4,494,641	25,430	4,494,641	176.7
315 すけっとnishment	特定非営利活動法人すけっと	20	1,775,416	8,219.5	216	1,775,416	9,261	1,775,416	191.7
324 就労継続支援B型 銀河 橋本	アンダンテワークス株式会社	20	458,800	7,776.3	59	458,800	1,336	458,800	343.4
305 隔だまり第2作業所	株式会社 隔だまり	20	1,128,723	7,475.0	151	1,128,723	14,214	1,128,723	79.4
326 ピアニン横山公園	株式会社 東京養生	20	591,522	7,394.0	80	591,522	3,318	591,522	178.3
283 恵光園	特定非営利活動法人NEO	20	1,462,892	6,772.6	216	1,462,892	23,940	1,462,892	61.1
270 シンフォニー	特定非営利活動法人さがみメンタルケア・センター	20	1,618,248	6,770.9	239	1,618,248	6,283	1,618,248	257.6
319 Larimar	合同会社クリーンハート	20	1,971,273	6,637.3	297	1,971,273	11,727	1,971,273	168.1
322 サニースポット矢部	株式会社チャレンジプラットフォーム	20	464,400	6,540.8	71	464,400	2,322	464,400	200.0
276 あみ	社会福祉法人らつく	30	4,374,735	5,817.5	752	4,374,735	18,104	4,374,735	241.6

○就労継続支援B型事業所

事業所名	申請者(法人)	令和3年度						
		定員	月額		期間限			
			対象者延人数	工賃支払総額	工賃平均額	対象者延期間数	工賃支払総額	工賃平均額
137 城山障害者デイサービスセンターつくしの家	福祉協会しろやま	20	242	1,353,009	5,590.9	5,499	1,353,009	246.0
306 就労継続支援B型クロバーパー上溝	株式会社FlakVillage	10	121	552,190	4,563.6	3,676	552,190	150.2
274 青葉ふどう園	シオン相模原	20	282	1,073,560	4,097.6	5,368	1,073,560	200.0
311 就労継続支援B型事業所 和が家	ユリケア株式会社	20	132	538,900	4,082.6	4,525	538,900	119.1
42 はだしの邑	特定非営利活動法人ろぼと野草の会	0	0	0	0.0	0	0	0.0
45 ハード	特定非営利活動法人空	0	0	0	0.0	0	0	0.0
290 どんぐり	株式会社オールマティリティスクケアサービス	0	0	0	0.0	0	0	0.0
307 はやふさ	有限会社 ジータイム	0	0	0	0.0	0	0	0.0
313 ほるて	株式会社 プロローグ	0	0	0	0.0	0	0	0.0
329 まーふる	一般社団法人マープル	10	0	0	0.0	0	0	0.0
合計		12,659	144,967	2,161,999,080	14,913.7	9,469,039	2,156,774,262	227.8
		12,659	144,967	2,161,999,080	14,914	9,469,039	2,156,774,262	228

○就労継続支援A型事業所

事業所名	申請者(法人)	定員	令和3年度(雇用型)				時間	
			月値		対象者数	対象者平均月額	対象者平均時間	対象者平均月額
			対象者数	工賃支払総額				
47 リアン	株式会社 千手	20	532	75,554,799	142,020.3	39,719	75,554,799	1,902.2
53 スワンカフェ&ベーカリーさがまち店	一般社団法人ディーセントワールド	20	242	26,450,123	109,298.0	22,106	26,450,123	1,196.5
44 ラック	株式会社 千手	20	503	45,493,813	90,445.0	40,813	45,493,813	1,114.7
46 ブーケ	株式会社 千手	20	529	45,117,340	85,288.0	41,158	45,117,340	1,096.2
50 グッドジョブA古淵・相模大野	株式会社グッドジョブA	10	223	16,458,389	73,804.4	15,110	16,458,389	1,089.2
49 self-A・相武台	株式会社サンライト	20	300	25,951,086	86,503.6	24,128	25,951,086	1,075.6
43 コパン	株式会社 千手	20	621	46,500,329	74,879.8	44,018	46,500,329	1,056.4
51 エルズエフ相模原	株式会社エルズエフ	20	204	14,719,969	72,156.7	13,948	14,719,969	1,055.3
55 このわ古淵	NPO法人このわ	20	53	5,983,103	112,888.7	5,760	5,983,103	1,038.7
52 このわ小田急相模原	NPO法人このわ	18	275	22,753,403	82,739.6	22,524	22,753,403	1,010.2
45 レストランあい	一般社団法人相模原市手をつなぐ育成会	10	120	6,624,166	55,201.4	14,147	6,624,166	468.2
48 self-A・相模原矢部	株式会社DOORS	0	0	0	0.0	0	0	0.0
54 HM	合同社慶	0	0	0	0.0	0	0	0.0
56 あん's work	株式会社アンスマイル	0	0	0	0.0	0	0	0.0
57 このわ橋本	NPO法人このわ	18	0	0	0.0	0	0	0.0
合計		1,521	22,657	2,072,973,690	91,493.7	1,905,336	2,072,973,690	1,088.0

令和4年度 関東地区知的障害関係施設種別代表者会議開催要項

1. 趣旨

関東地区（1都8県3市）知的障害福祉協会の会長及び各種別の代表者等が一堂に会し、施設が直面する諸課題について研究、討議し、これを実践として活かすことにより、知的障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

2. 大会テーマ

「障害者総合支援法改正法施行3年後の見直しに向けて～今考えるべきこと～」

3. 主催

関東地区知的障害者福祉協会・山梨県知的障害者支援協会

4. 後援

(財)日本知的障害者福祉協会
山梨県知的障害児者生活サポート協会

5. 期日

令和4年11月25日（金）9：30～16：30

6. 方法

Zoomによるオンライン方式

7. 参加者

- ① 各都県市知的障害者福祉協会会長
- ② 各都県市知的障害者福祉協会種別代表者2名
- ③ 各都県市知的障害者福祉協会支援スタッフ部会長1名
- ④ 各都県市知的障害者福祉協会の事務局長等1名

8. 日程及び内容

11月25日（金）	
9：00	受付開始
9：30	開会式
10：00	中央情勢報告 日本知的障害者福祉協会政策員会 副委員長 白石孝之 様
12：00	質疑応答
12：30	昼食
13：30	分科会開始
16：00	分科会終了
16：00	閉会式 *全国大会に向けて
16：30	終了

会長・事務局長会議
テーマ：次期報酬改正に向けての意見集約
<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換 ・報酬改正に向けた要望など ・第59回 全国知的障害福祉関係者職員研究大会に向けて

児童発達支援部会
テーマ：障害児施設の現状と課題、今後の展望
<p>参加者それぞれから地域の状況を報告ください。コロナ禍における対応の工夫や困難な点なども含めて出てきた課題について、参加者からの自由な発言をいただきます。</p> <p>①通所部門</p> <p>コロナ禍における施設運営の実際と今後の課題について各県より報告。 (各県の児童発達支援センター、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス 各事業を運営する事業所より意見を徴収し持ち寄っていただけますようお願いいたします。)</p> <p>②入所部門</p> <p>コロナ禍における施設運営の実際と今後の課題について各県より報告 (各県の児童入所施設より、コロナ禍・加齢児課題・今後の課題など、意見を徴収して持ち寄っていただけますようお願いいたします。)</p>

障害者支援施設部会
テーマ：入所施設の居住としての機能
<p>①居住としての在り方。暮らす場所と活動(働く)場所を分ける事での生活のメリハリの実現。ただし配置基準や経営面等、課題をどう解決して実現していけるか。</p> <p>②入所施設の機能の多様化。セーフティネットの機能はもちろんだが、これまでの役割の幅を広げる。法人により地域移行、重度障がいの方の受け止め機能他、ご利用者に選択肢のもてる多様化した入所施設の役割をもっていく。多様化する機能をもった入所施設、グループホーム等同等の選択が叶うように。</p> <p>各施設の自助努力だけでなく、法や制度のバックアップを求めたい。</p> <p>③「住まい」を考えれば終末期までを想定する。一般家庭のように、在宅での最期を迎えたいニーズ実現のため、医療機関との連携は欠かせない。「施設」という枠組みでなく「家」という認識に沿った体制や制度作りを考えたい。</p>

日中活動支援部会
テーマ：社会生活の質、多様な活動と生活への支援

- ① 「社会参加の評価尺度」について・・・日中活動支援の事業目的は「社会参加」であると部会では提言しています。その内容を具体的に個人の生活の評価として「評価尺度」を作成しています。社会参加の指標となる「評価尺度」を作成するためには、実際に試用しながら内容を検討することも大切だと思います。
- ② 利用者の障害の重度化と高齢化に伴い、地域生活の継続のためには「日中活動」と「居住支援」との連携や社会資源の在り方について、人的支援以外に様々な内容（支援スキルの専門性、建物の設備や構造、人員体制と報酬の視点など）が必要だと思います。その実践に必要な取り組み内容や工夫について検討が必要になります。現在の取り組みの工夫や必要な内容、様々な課題について意見交換をしていきたいと思っています。

生産活動・就労支援部会

テーマ：問われる専門性と発想力そして成果

我々は、「就労移行支援（36,716名）」「就労継続支援A型（77,307名）」「就労継続支援B型（290,559名）」「就労定着支援（13,141名）」（合計416,723名 社保審障害者部会資料より）の支援にあっている。利用者は、我々の支援に満足しているのか検証したい。

- ・障害者総合支援法改正法施行後3年後の見直し中間報告では、「就労選択支援（仮称）」というメニューが示され、専門性を活かした取り組みが求められている。このサービスについて議論したい。合わせて、「就労移行支援」「就労定着支援」についても触れていきたい。

- ・就労継続支援A型・B型では、賃金・工賃の支給額を高めていくことが責務となっている。現状取り組み成功している内容や今後取り組もうとしている内容について議論したい。

地域支援部会

テーマ：次期報酬改定に向けて備えておく事

① 次期報酬改定において地域支援部会に関わる部分を部会長を中心に再確認

② その後様々な切り口で課題を整理して、地域支援部会としての考え方・方向性を整理していく

- ・次期報酬改定で新たなグループホームの類型“一定期間支援を受け一人暮らしに向けての準備を行う通過型のグループホーム”が誕生する事となる。しかしGHから一人暮らしへの地域移行が進まないのはGHの制度設計に課題があるからなのか… それとも受け止める地域社会側の課題なのか… それとも…

- ・グループホームで重度障害者を支援する際に加算が再度手厚くなる事が想定されるが、加算を厚くすれば解決できるのか… それ以前の制度設計の課題なのか… それとも…

- ・自立生活援助を実施する事業所が増えていかない要因は何か…

- ・グループホームにおける重度障害者向け 個人単位の居宅介護等の利用について恒久化できないのか…

等々、各県の委員の皆様にご意見を頂き、クロストークで議論を深めていければと思います

相談支援部会

テーマ：障害者総合支援法改正後3年後の見直しの動向と各地域の現状について

① 話題提供

3年後の見直しの方向性や最新の動向について、障害者就業・生活支援センターと相談支援事業について、部会長と副部会長にそれぞれお話をいただく。

② 情報共有

各都県市の現状と課題について事前の聞き取りシートに基づき報告をいただく。

③ 意見交換

全国的な課題と思われる課題やセンターと相談支援専門員の連携などのテーマについて、3年後の見直しの方向性を確認しつつ意見交換を行う。部会長と副部会長には適宜、助言をいただく。

④ まとめ

各地域で情報提供や意見交換を通じて、あらためて取り組もうと考えた内容や、今後関東地区単位で出来ると良いことなど共有する。

支援スタッフ部会

テーマ：感染症対策(主に新型コロナウイルス)

内容

① 新型コロナウイルス感染症対策として各事業所にて行っている消毒や換気等対策の仕方を事業所ごとに意見をだしてもらい共有し今後の感染症対策に活かしてもらおう。

② 新型コロナウイルス時行事やレクリエーションの機会が減っている事が多いと思うので代わりとなるレクリエーションや交流等を意見してもらい今後の支援に活かしてもらおう。